食品適正表示推進者講習会

※会場での集合形式ではありません。

【食品適正表示推進者って?】

本県では、食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の設置を図っています。

食品適正表示推進者は、各事業所で次の業務を担います。

- ・関係法令に基づき適正な食品表示を行うこと
- ・役員、従業者に、食品表示に関する啓発を行うこと
- ・消費者に、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に 関しての取組を行うこと

1 対象者

熊本県内の食品関連事業所の経営者、役員又は従業員

2 実施方法

県ホームページに掲載された講習資料で学習いただいた上で、 同ページ内のアンケートを掲載期間中に以下のいずれかの方法でご提出ください。

(1)掲載期間:令和7年8月1日(金)~10月31日(金)【終了】 令和7年12月1日(月)~令和8年2月28日(土)

(2)掲載場所:県ホームページ

熊本県 食品適正表示推進者講習 ▼で検索

(3)提出方法

OFAX、電子メール、郵送

FAX: 096-382-7403 メール: anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp 郵 送: 〒862-8570 くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班 (↑この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)

OWeb申請(ロゴフォーム) 必要事項を入力してください。 https://logoform.jp/form/x4b6/908186





3 講習の内容(基礎的な内容です。)

食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法等

4 その他

- (1)講習を受講し、アンケートのご提出をいただい方には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。
- (2) インターネットの閲覧ができない方には、資料をお送りしますので下記のお問 合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

熊本県くらしの安全推進課 長島 電話:096-333-2290